

【一般職業紹介の状況】

求 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求職者数	396	271	125	▲12.6	13.8
有効求職者数	1,511	1,009	502	▲3.6	▲6.2

求 人

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人数	866	433	433	1.3	▲8.6
有効求人数	2,258	1,295	963	▲4.6	▲8.2

求 人 倍 率

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人倍率	2.19	1.60	3.46	0.30	▲0.53
有効求人倍率	1.49	1.28	1.92	▲0.02	▲0.04

紹 介・就 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
紹介件数	445	345	100	▲3.9	▲3.1
就職件数	129	76	53	▲9.8	▲8.5

(▲は減少)

求人倍率:求職者に対する求人の比率

(新規求人倍率=新規求人数/新規求職者数 有効求人倍率=有効求人数/有効求職者数)

【雇用保険の状況】

雇用保険適用

区 分	男	女	計		うち事務組合委託	
			対前月比	対前年比		
適用事業所数			967	0.5	6.3	298
資格取得者数	233	224	457	▲43.7	16.0	35
資格喪失者数	153	102	255	▲51.7	▲10.8	21
被保険者数	14,071	7,566	21,637	0.8	2.0	2,065

雇用保険給付

区 分	受給資格	決定件数	受給者	実人員	支給額 (千円)	
		対前年比		対前年比	対前年比	
一般求職者給付	117	▲0.8	276	▲7.1	32,498	5.0
高齢求職者給付	25	92.3	24	14.3	5,609	24.7
短期特例一時金			0	—	0	—
再就職手当			10	▲63.0	2,821	▲63.5
就業手当			1	▲50.0	37	▲86.7

賃金情報(中途採用時・職業別)

職業別	一 般					パート				
	求人賃金		求職賃金			求人賃金		求職賃金		
	上限	下限	性計	男	女	上限	下限	性計	男	女
職業計	284,490	202,096	212,180	253,424	162,000	1,094	880	807	832	802
管理的職業	350,000	280,000	200,000	200,000	—	—	—	—	—	—
専門的・技術的職業	250,229	190,014	328,857	462,777	187,058	1,163	1,055	1,006	1,000	1,010
事務的職業	243,274	165,279	171,166	201,666	163,541	878	798	811	846	803
販売の職業	308,560	178,032	178,571	196,666	154,444	1,434	815	771	730	776
サービスの職業	327,992	236,036	169,696	190,000	159,545	1,060	902	810	750	813
保安の職業	—	—	180,000	180,000	—	—	—	800	800	—
農林漁業の職業	267,000	169,000	120,000	120,000	—	—	—	750	750	—
生産工程の職業	220,849	174,200	246,136	275,757	157,272	833	800	741	750	739
輸送・機械運転の職業	263,115	193,051	232,608	236,363	150,000	970	875	866	866	—
建設・採掘の職業	325,488	214,855	205,000	205,000	—	—	—	800	800	—
運搬・清掃の職業	156,904	140,103	174,074	193,333	135,555	818	805	776	769	778
分類不能の職業	—	—	191,818	212,500	136,666	—	—	781	800	778

*この情報は、当月中に受理した求人及び求職に係る賃金で、一般の場合は基本給及び定額的に支払われる手当の合計額、パートの場合は時間額です。

* 求職賃金は、一般は希望月額で、パートは希望時間額です。賃金額は、求人・求職いずれも税込み額です。

* 金額は、いずれも平均額で、「—」は対象データがないことを表示しています。

職業別 求人・求職の状況

職業別	一 般			パート		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
職業計	1,188	1,008	1.18	849	502	1.69
管理的職業	2	7	0.29	0	2	0.00
専門・技術的職業	141	117	1.21	55	54	1.02
事務的職業	180	292	0.62	51	140	0.36
販売の職業	272	101	2.69	197	42	4.69
サービスの職業	178	91	1.96	325	79	4.11
保安の職業	0	7	0.00	1	2	0.50
生産工程の職業	132	140	0.94	38	25	1.52
輸送・機械運転の職業	129	84	1.54	7	9	0.78
建設・採掘の職業	64	29	2.21	3	2	1.50
運搬・清掃等の職業	79	103	0.77	167	125	1.34
その他の職業	11	37	0.30	5	22	0.22

* 求人数、求職者数、求人倍率は全て月間有効数を対象にしています。

* 一般、パートとも常用(臨時等は除く)です。

平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業から 介護休業給付金の 「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります

支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の 40%でしたが、平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業^{*}からは、67%の支給となります。

※平成 28 年 7 月 31 日までに開始した介護休業は、これまでどおり 40%を支給。

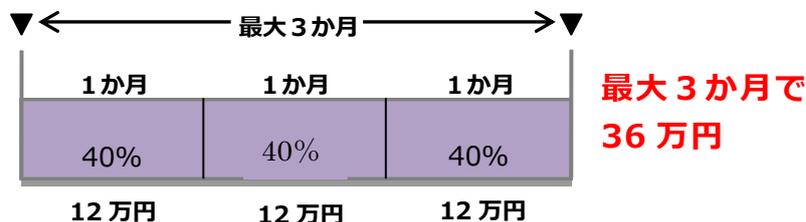
なお、平成 28 年 8 月 1 日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

<支給額の比較>

【例】休業開始時賃金日額 1 万円の方が 3 か月（1 か月を 30 日とした場合）介護休業を取得した場合の総支給額

【これまで】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30 日) × 40%

平成 28 年 7 月 31 日までに介護休業を開始した場合



【変更後】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30 日) × 67%

平成 28 年 8 月 1 日以降に介護休業を開始した場合



賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業^{*}から、引き上げられます。

※平成 28 年 7 月 31 日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30 歳から 44 歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成 28 年 8 月 1 日以降に開始する介護休業からは、「45 歳から 59 歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

【例】賃金日額が 15,000 円の方（※介護休業開始時の年齢を問わず、以下の年齢区分を適用します）

平成 28 年 7 月 31 日までに介護休業を取得した場合

→ 上限額 = 14,210 円 *（「30 歳から 44 歳までの賃金日額の上限額」を適用） = 賃金日額は、14,210 円

平成 28 年 8 月 1 日以降に介護休業を開始した場合

→ 上限額 = 15,620 円 *（「45 歳から 59 歳までの賃金日額の上限額」を適用） = 賃金日額は、15,000 円

*平成 28 年 7 月 31 日までの賃金日額の上限額であり、平成 28 年 8 月 1 日以降、各年齢区分の賃金日額の上限額は変更されます。

【注意点】平成 28 年 8 月 1 日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成 28 年 7 月 31 日までに介護休業を開始した方は 40%）を超えるとときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

※介護休業給付金支給申請書には、マイナンバーの記載が必要です。

